

生成 AI による権利侵害からクリエイターを保護する法的手段の検討

吉野 仁美

近年の生成 AI 技術のめざましい発展により、イラスト作品をはじめとした各種著作物は著作者以外の人物によって容易に模倣されるようになった。2024 年 11 月現在、各省庁は生成 AI と著作権法の関係や生成 AI の安全な利活用の方法などについてさまざまな見解およびガイドラインを発表しているが、具体的な法の整備は技術の発展速度に追いついていない。本研究では、クリエイターが自らの作品を第三者によって無断で生成 AI の学習素材として利用された時に、法的な手段を用いてその生成物の公開停止や損害賠償を請求することができるようにするためにはどのような法整備が必要かを明らかにすることを目的とする。

研究方法には、政府の AI と著作権の問題に関する見解を解説した公的資料や現時点でのガイドライン等と対象とした文献調査、および判例研究を用いた。生成 AI 技術は急速な発展が始まってから日が浅く、生成 AI に関連した裁判例は未だ見られない。そこで、主に著作者人格権の侵害の有無が争点となった裁判例や、類似性および依拠性の有無が争点となった裁判例を対象に分析を行い、今後生成 AI の利用によって著作権侵害の被害を受けたクリエイターがその被害を法的に訴える際、どのような主張が有効になると考えられるかを検討した。

文献調査の結果、生成 AI の利用のプロセスを「開発・学習段階」と「生成・利用段階」の二段階に分けて考えるべきと判明し、後者においては権利制限規定(第三十条の四)が適用される可能性は低いものと考えた。また、判例研究の結果として、既存の著作物を著作者に無断で生成 AI の学習素材として使用し、その生成物を公開する行為は著作者人格権のうち特に同一性保持権と名誉声望保持権の侵害に該当する可能性が高いと考え、被害を訴える際はその二点を中心として主張するのが有効であろうと結論付けた。

また、今後の生成 AI の利用に関して、よりクリエイターの権利保護を重視するため、生成 AI の利用者が学習素材として著作物を収集する時、収集した全ての著作物について著作者の情報を記録しておくこと、ならびに正当な開示請求があった際にはその記録を開示することを義務付ける規則の新設を提案した。加えて、権利制限規定(第三十条の一項、第三十条の四)の内容を参考とし、公開という行為を明白な線引きとして重視するべきであると考え、作品を公開すると決めた時点で著作者に許諾を求める必要があるよう制度を改めるべきと提案した。

(指導教員 高良 幸哉)